令和７年度事業復興型雇用確保助成金新規申請意向調査等委託事業実施業務

資料１

　企画提案審査実施要領

令和７年５月７日　岩手県

岩手県（以下「県」という。）では、東日本大震災津波からの復興に向けて、被災地域において安定的な雇用を創出すること、及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的として支給する事業復興型雇用確保助成金の新規申請の促進を図るため、助成金未活用事業所への周知や意向確認を実施するもの。

今般、当該事業に係る業務を行う団体を、公募方式（プロポーザル方式）により募集を行う。

受託候補者の選定にあたっては、この「令和７年度事業復興型雇用確保助成金新規申請意向調査等委託事業実施業務　企画提案審査実施要領」（以下、「実施要領」という。）に基づいて行うものとする。

**１　委託業務の概要**

(1) 業務名及び数量　　「令和７年度事業復興型雇用確保助成金新規申請意向調査等委託事業実施業務」一式

(2) 業務の仕様等　　　「令和７年度事業復興型雇用確保助成金新規申請意向調査等委託事業実施業務　業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間　　　 契約締結日から４か月間

(4) 委託契約額の上限　 3,949,000円（消費税及び地方消費税を含む）

**２　書類の提出先及び問い合わせ先**

　岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室雇用推進担当

　　所在地　〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁２階）

　　電　話　０１９－６２９－５５９２（ダイヤルイン）

　　ＦＡＸ　０１９－６２９－５５８９

　　電子メールアドレス　AE0005@pref.iwate.jp

**３　参加資格の要件**

企画提案審査に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

　なお、資格要件を満たす者複数が共同して提案を行うことも認めるが、その場合、代表者を決めた上で企画提案審査に参加し、県との契約の当事者は当該代表者とする。

(1)　本業務の実施にあたり、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えてい

る者であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であ

ること。

(3)　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若

しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続開

始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生

手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第

41条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　４(3)に定める企画提案審査参加届出書の提出の日から受託候補者を選定するまでの間

に、県からの受注業務に関し、入札参加制限等の措置を受けていない者であること。

(5)　役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）

第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

**４　公募（応募）手続き**

(1)　実施要領等の交付

企画提案審査に関する下記の実施要領等は、岩手県公式ホームページに掲載する。

なお、郵送等による交付、企画提案審査担当室における直接交付は行わない。

※　トップページ（トップページ（https://www.pref.iwate.jp）→「県政情報」

→「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」

(2)　実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式１－１実施要領等に関する質問票】により次のとおり受け付けるものとする。

ア　受付期間　令和７年５月13日(火)午後５時（必着）

イ　提出方法　電子メール又はＦＡＸにより、上記２に送付すること。

ウ　回答方法　質問者の特殊な技術、ノウハウに関するもので、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、回答期日までに岩手県公式ホームページ（上記４(1)参照）にて公表する。

エ　回答期日　令和７年５月15日（木）午後５時

(3)　企画提案審査参加届出書の提出（必須）

参加者（共同提案の場合は代表者）は、【様式１－２企画提案審査参加届出書】 及び

【様式１－３団体概要・業務実績書】を次のとおり提出するものとする。

ア　提出期限　令和７年５月16日（金）午後５時（必着）

イ　提出方法　上記２に持参又は郵送等で提出（各１部）

(ｱ) 持参する場合は、提出期限まで（ただし、祝日、日曜日及び土曜日を除く）

の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）に提出すること。

(ｲ)　郵送等をする場合は、書留郵便等配達の記録が残る方法により、提出期限までに到達するように送付すること。

ウ　留意事項

(ｱ) 提出期限までに企画提案審査参加届出書を提出しなかった者は、以降の手続き　に参加できないものとする。

(ｲ) 参加者（共同提案の構成員を含む）が、他の共同提案の構成員を兼ねることはで

きないものとする。

(4)　企画提案書等の提出（必須）

参加者（共同提案の場合は代表者）は、【資料３】企画提案書作成要領で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を、次のとおり提出するものとする。

ア　提出期限　令和７年５月20日（火）午後５時（必着）

イ　提出方法　上記２に持参又は郵送等で提出

(ｱ)　持参する場合は、提出期限まで（ただし祝日、日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）に提出すること。

(ｲ)　郵送等をする場合は、封筒表に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、書留郵便等配達の記録が残る方法により送付すること。

ウ　留意事項

企画提案書等は、企画提案審査参加届出書提出者１者につき１提案のみとし、提出後の書換え、引き換え及び撤回は認めないものとする。

(5)　企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

ア　資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ　企画提案審査参加届出書を提出しなかった者又は企画提案審査参加届出書及び添付書類に虚偽の記載を行った者による提案

ウ　費用の積算額が上記１(4)の委託契約額の上限を超える提案

エ　民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

オ　誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

カ　その他、企画提案審査に関する条件に違反した提案

**５　委託候補者の決定方法**

(1)　企画提案審査

本業務の企画提案審査は、【資料４】企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）

に基づいて行うものとする。

(2)　受託候補者の決定

県は、審査要領に定める審査委員会からの報告をもとに、第１順位の受託候補者及び補欠順位を決定するものとする。

なお、第１順位の受託候補者が契約を締結しない時は、補欠順位が上位の者を受託候補者とする。

(3)　結果の通知

県は、受託候補者及び補欠順位を決定した後、各参加者（共同提案の場合は代表者）に、速やかに文書で通知するものとする。

**６　参加を辞退する場合の手続き**

企画提案審査参加届出書を提出した者が、参加を辞退する場合には、【様式１－４　企画提案審査参加辞退届】を、審査要領で定める審査委員会の開催日の前日までに、上記２に持参又は郵送等の方法により提出しなければならない。

**７　契約の締結**

(1)　契約締結の手続き

ア　県は、会計規則（平成４年岩手県規則第21号）に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積書を徴収して契約を締結し、契約書を作成する。

イ　受託候補者の提案が共同提案により行われた場合には、受託候補者の代表者が県との契約の当事者となるものとする。

ウ　本業務の仕様書は受託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と受託候補者が提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、仕様を確定の上、契約を締結するものとする。

(2)　契約保証金

受託候補者は、契約保証金として契約額の100分の５以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、会計規則第112条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3)　契約結果の公表

県は、受託候補者と契約を締結したときは、その日から起算して15日以内にホームページ上にて次に掲げる事項を公表するものとする。

ア　本業務の名称

イ　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

ウ　契約の相手方を決定した日

エ　契約の相手方の氏名及び住所

オ　契約金額

カ　企画競争の公告を行った日

キ　契約理由

ク　その他必要と認められる事項

**８　公正な企画提案審査の確保**

(1)　参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　参加者は、企画提案審査に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と提案内容に関する相談等を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3)　参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4)　参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

**９　その他**

(1)　参加者が県に提出した書類は返却しない。

(2)　企画提案審査への参加に要する経費は、全て参加者が負担する。

【関連資料等】

資料１　企画提案審査実施要領（本書）

資料２　仕様書

資料３　企画提案書作成要領

資料４　企画提案審査要領

【様式１－１】

**実施要領等に関する質問票**

１　質問者及び連絡先

|  |
| --- |
| 商号又は名称：  担当者：  ＴＥＬ：  ＦＡＸ：  E-mail： |

２　質問内容（対象となる資料名称、該当ページ、該当行等を明記すること）

|  |
| --- |
|  |

※　質問の受付に係る留意事項（企画提案審査実施要領４(2)より）

ア　受付期間　令和７年５月13日(火)　午後５時（必着）

イ　提出方法　電子メール又はＦＡＸにより、岩手県定住推進・雇用労働室あて送付すること。

ウ　回答方法　質問者の特殊な技術、ノウハウに関するもので、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、回答期日までに岩手県公式ホームページにて公表する。

エ　回答期日　令和７年５月15日(木)　午後５時

【様式１－２】

提出期限：令和７年５月16日(金)　午後５時（必着）

　年　月　日

　岩手県知事　達　増　拓　也　様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

**企画提案審査参加届出書**

　「令和７年度事業復興型雇用確保助成金新規申請意向調査等委託事業実施業務」に係る企画提案審査実施要領を承諾の上、下記のとおり審査委員会への参加を希望します。

記

１　参加者について（該当するものに丸印）

(1)　単独提案

(2)　共同提案

　　　→（代表者以外の構成員の住所、商号又は名称を余白に記載すること）

２　資格要件について

　上記参加者が、次に掲げる資格要件を全て満たすことを誓約します。

(1)　本業務の実施にあたり、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えている者であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(3)　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　本業務の企画提案審査参加届出書の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、入札参加制限等の措置を受けていない者であること。

(5)　役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

【担当者】職・氏名

電　話

ＦＡＸ

E-mail

【様式１－３】

**団体概要・業務実績書**

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 設立年月日 |  |
| 資本金 |  |
| 直近の年間売上高 |  |
| 従業員数 |  |
| 業務内容 |  |
| 会社の特色 |  |
| 過去５年間の  類似業務実績 |  |
| 届出の担当者  所　属　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話  　職　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ  氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail | |

※　既存資料（会社パンフレット等）で必要記載項目が網羅されているものがあれば、この様式に代えて提出することができるものとする。

※　直近の事業年度の事業内容及び収支が分かる資料（事業報告書、決算書等）を添付すること。

【様式１－４】

　年　月　日

　岩手県知事　達　増　拓　也　様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

**企画提案審査参加辞退届**

　「令和７年度事業復興型雇用確保助成金新規申請意向調査等委託事業実施業務」に係る企画提案審査への参加を表明し、企画提案審査参加届出書を提出しましたが、都合により本書提出日以降の企画提案審査手続きへの参加を辞退します。